

神戸市民のくらしをまもる条例の一部改正(案)についての意見募集の結果

1. 募集期間 2024年11月5日(火曜)～2024年12月4日(水曜)
2. 提出意見数 9通(14件)
3. 意見の概要と神戸市の考え方 ※意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約・分割しています。

(1)消費者基本計画に関するご意見(8件 内訳:①に関する意見 6件 ②に関する意見 2件)

NO	意見の概要	意見に対する神戸市の考え方
①	<p>消費者基本計画規定の削除(第9条の削除)に反対します。</p> <p>消費者基本計画は、地域の実情に応じて策定されるべきものであり、また神戸市の消費者行政の基本ないし基礎を示すものであって、単に国に準じるということで代替できるものではありません。例えば、直近の第4次消費者基本計画では、神戸市の特徴として、水まわりの修理・工事トラブルが他都市と比較して多い旨を明記し、最優先取組課題の1つの柱に位置づけていました。</p> <p>地域の実情に応じた基本計画を策定・公表し、計画に基づき施策を実行し、達成状況を検証して次の計画・施策に反映するという一連のプロセスは、自治事務である地方消費者行政を推進するにあたって不可欠です。</p> <p>また、消費者教育の推進に関する法律や、消費者庁が策定公表した「地方消費者行政強化作戦2020」で、地方公共団体が地域版の消費者基本計画を策定することが推奨されています。消費者基本計画を策定する地方公共団体が増えつつあり、政令指定都市では、20都市中19都市が策定している現状で、消費者基本計画策定をやめたということになれば、神戸市の消費者行政の後退を象徴する出来事と捉えられてしまいます。</p>	<p>地域の実情に応じた消費者施策を実施すべきであるというご指摘については、同様に認識しており、国の基本計画やその工程表だけに基づいて施策を実施するわけではありません。</p> <p>消費者行政に関する主な計画としては、ご指摘の「地方消費者行政強化作戦2020」で「策定が期待される」としている地域版消費者基本計画と消費者教育の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村消費者教育推進計画があります。神戸市における消費者基本計画は、この地域版消費者基本計画と市町村消費者教育推進計画を兼ねたものです。なお、政令指定都市で地域版消費者基本計画を策定しているのは、20都市中14都市、消費者教育推進計画については、20都市中19都市です。</p> <p>現計画は、日頃の消費生活相談のデータや附属機関からのご意見などに基づき策定した5か年計画です。今後も、日頃の消費生活相談の傾向を分析し、関係機関や団体などとも連携しながら、その時に対応すべき神戸市の実情に応じた課題に迅速に対応し、その効果を踏まえ、次の施策につなげてまいります。計画を廃止したとしても、このような取り組みが P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)にあたると考えています。</p> <p>また、発信する情報をより効果的に、より多くの方に見ていただけるよう工夫し、改善してまいります。例)ホームページに掲載するFAQの充実、よ</p>

	<p>神戸市民のくらしを守る条例は、全国初の消費生活条例です。そして、平成17年の改正で第9条を新設し、消費者基本計画の策定を規定して、平成18年という早期に第1次消費者基本計画を策定しています。神戸市は、消費者行政の先進自治体であったはずで、改正の背景課題に挙げられている迅速かつ柔軟な対応と、神戸市の実情に応じた基本計画の策定は両立し、むしろ、計画を基礎に課題を意識した迅速かつ柔軟な対応が求められます。</p>	<p>りダイレクトな発信方法(WEB 広告等)</p> <p>さらに、個別具体の取り組みだけではなく、神戸市における消費者行政の取り組み全般についてもとりまとめ、附属機関に諮るとともに、ホームページ等を通じてより広く発信していくことで、迅速かつ柔軟な施策の実施と消費者行政の十分な総括・評価・検討を両立してまいります。</p> <p>「ICT・AI 技術がめざましく進展し、グローバル化が一層進み、人口減少・高齢化が急速に深刻化していく中、消費者行政は、限られた資源を最大限に生かして消費者の安全・安心を維持確保していく必要がある」というご指摘はまさにその通りであると考えます。それを踏まえ、今後も神戸市の実情に応じた取り組みを進めてまいります。</p> <p>今後、いただきましたご意見を踏まえ、神戸市における消費者行政の取り組み方針を広くお示しする方法を検討いたします。</p>
<p>②</p>	<p>消費者基本計画規定(第9条)の削除に反対します。</p> <p>地方消費者行政は自治事務であり、目標を設定し、目標達成のための手段を総合的に考慮し、達成状況を適切に評価し、次の消費者施策に反映させるプロセスは不可欠なもので、地方消費者行政に取り組む地方公共団体が消費者基本計画を策定して行政を執行するのは、いわば当然であるともいえます。</p> <p>消費者行政に関する計画は、消費者教育の推進に関する法律第10条2項や消費者安全法第4条4項でも要請されており、消費者庁が定めた「地方消費者行政強化作戦2020」においても、「地方消費者行政の充実・強化を図るため、都道府県、政令市を始めとする各地方公共団体において、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地域版の消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取り組を進めることが期待される。」とされており、政令指定都市20都市のうち19都市が消費者基本計画を策定しています。</p> <p>このたびの条例改正案は、基本計画がなくても、国や都道府県の基本計画に準じて進めていくことができるので、神戸市独自の基本計画の策定は行政事務の簡素化の観点から省略するほうがよいとの見解に基づくものと考えられます。</p> <p>消費者基本計画には、消費者行政の課題を総括・公表し可視化を図る意味があります。消費者行政は、福祉等関連する他の</p>	

	<p>行政分野と連携し、現場レベルの対応を総合的に行う体制を構築することが望ましいとされ、また、地域の消費者団体等とつながり、公共私連携を一層深める方向で進めなければなりません。他の行政分野や連携するべき関係者に対し、消費者行政の実情と目標をわかりやすく示す意味は、決して軽視することはできません。また、市民から見て、消費者基本計画の策定は、神戸市が責任をもって自治事務としての消費者行政を推進していることを評価検討する機会でもあります。</p> <p>神戸市は、昭和49年の「神戸市民のくらしをまもる条例」制定以降、消費者行政において全国有数の先進自治体であり、消費者基本計画の策定をしないというような条例改正は、このような輝かしい歴史に反して凋落し、神戸市が自治事務としての消費者行政には消極的であることを示すことになりかねません。</p> <p>ICT・AI技術がめざましく進展し、グローバル化が一層進み、人口減少・高齢化が急速に深刻化していく中、消費者行政は、限られた資源を最大限に生かして消費者の安全・安心を維持確保していく必要があり、神戸市の実情に照らして適切な消費者基本計画を策定することは、不可欠であると考えます。</p>	
--	---	--

(2) 其他のご意見(6件)

NO	意見の概要	意見に対する神戸市の考え方
③	<p>現在全国的に問題になっている、PFAS(有機フッ素化合物)について、神戸市ではどうなっているのかよくわかりません。PFASは発癌性や健康問題が指摘されており、様々な商品に含まれており、それらが最終的に廃棄物として神戸市の処分場に持ち込まれており、PFASを高濃度に含んだ廃水として明石川に流出し、重度の汚染を引き起こしたのではないのでしょうか。消費者問題として、市はこの問題に主体的に取り組むべきと考えますが、神戸市はPFASの問題を神戸市消費生活会議や他の会議</p>	<p>PFASによる健康への影響について、現時点では確定的な知見がなく、現在、国の専門家会議において最新の科学的根拠に基づく総合的対応が検討されているところであり、神戸市において神戸市消費生活会議等で調査審議したことはありません。</p> <p>また、発生源となり得る事業場からの排水水に含まれるPFASについては、法令等で定める排水基準がなく、法的権限に基づく立入調査、水質検査の実施を命ずるなど、強制力の伴う指導等はできない状況です。</p> <p>このような状況ではありますが、本市では明石川において、PFASの一</p>

	<p>体に調査審議するよう委嘱した事実はあるでしょうか。今後、調査審議するよう委嘱するべきと考えます。</p>	<p>種であるPFOS・PFOAが、国が示している暫定的な指針値である50ng/Lを超えて検出されて以降、国の方針に従い、河川の水質調査地点を増やし、汚染状況の把握を進めています。あわせて、明石川流域の産業廃棄物最終処分場には、現在、自主的な水質検査の実施やPFOS・PFOAの削減につながると考えられる取組を要請しています。その他の事業場についても、事業内容のヒアリングを行い、必要に応じて現地調査を行っているところです。</p> <p>神戸市としては、今後も明石川流域の水質調査を継続するとともに、暫定指針値を超過した地点については、国の方針に従い、暫定指針値を超過した地点の上流部や流れ込む支流の調査を行うなど、調査地点を増やすとともに、流域の事業場等で排出源となる事業場がないか確認するなど、汚染実態の詳細を把握してまいります。</p>
④	<p>投資詐欺広告について、〇〇で訴訟が継続中ですが、これについて神戸市として主体的にかかわってください。少なくとも、積極的な情報収集と市民に向けての周知は行ってください。</p>	<p>本件は詐欺事案であり警察が主に所管となる事案ですが、投資詐欺の被害は被害額が高額かつ回復困難である場合も多いことから、消費生活センターでは相談情報のデータや消費者庁、国民生活センター等からの情報収集に努めると同時に、市民の被害の未然防止に繋がるよう様々な機会をとらえ注意を呼びかけています。</p> <p>例えば、消費生活センターのホームページや神戸市公式SNS等による情報発信や、広報紙こうべや公共施設等への注意情報紙の配布、さらには新聞への記事掲載をはじめとした民間事業者との連携等、多様な媒体・機会を捉えて、被害の未然防止につながるよう情報発信に努めています。</p>
⑤	<p>A社のサービスを利用した「〇〇」は、未だに運用が続けられ、神戸市内でも多数の方が登録・公表されてしまっている状況です。なにか神戸市として対処はしているのでしょうか。</p>	<p>A社のサービスを利用した「〇〇」につきましては、神戸市が保有する個人情報に関するものではないため、内閣府の外局である個人情報保護委員会が一元的に権限を有し、監視監督を行うこととなっております。</p>
⑥	<p>A社もB社も、自社のシステムが悪用され経済被害や人権問題が発生しているのに、対処を放置するとんでもない経営スタイルで大問題です。間違ってもこんな会社を神戸市に誘致しないでください。</p>	<p>企業誘致に際しては、補助金制度により神戸市への進出を支援していますが、補助の対象となるかどうかについては、神戸市補助金等の交付に関する規則などの法令等に基づいて決定しています。補助金は、公益上の必</p>

		<p>要がある場合に限り交付できるものであり、これに反する場合や法令等に違反している場合は支援対象になりません。</p>
⑦	<p>王子公園の縮小・遊園地とプール廃止や須磨水族園の大幅値上げなど、消費者にとって厳しい施策がつづいていると感じています。市営の施設は基本的に低廉な料金を維持するという方針が揺らいでいるのではないのでしょうか。西体育館と垂水体育館のトレーニング室の1回300円の料金は死守してください。(明石は1回200円)</p>	<p>西体育館と垂水体育館のトレーニング室の利用料金については、現時点で見直しの予定はありません。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
⑧	<p>消費者教育について、公民館をもっと活用してください。聞くとところによると、市内7つある公民館には社会教育主事という社会教育の専門家が配置されておるとのことです。どんどん複雑になる消費者問題について、地域から学習活動を広めていくべきだと考えます。公民館で新社会人や転入者、外国人向けに消費者教育を行うことを条例に明記すれば良いと思います。</p>	<p>神戸市民のくらしをまもる条例第35条(改正前)において、市は「学校、地域、家庭、職域その他様々な場において消費者教育の機会と場を提供するよう努めなければならない」としており、公民館もここに含まれます。</p> <p>現在、神戸市の公民館には「社会教育主事」は配置しておりませんが、これまでも公民館では、「特殊詐欺に関するセミナー」等の啓発に取り組んでおり、今後も引き続き、他の施設とも連携を図りながら、消費者教育も含め多岐にわたる現代的な課題等について、市民自らが「学ぶ」「活かす」環境づくりを支援していきます。</p> <p>また、地域福祉センターをはじめ、地域のコミュニティ活動が実施されている場等で、ご要望に応じて市民向けの「消費者教育出前講座」を開催し、消費者トラブルの事例やその対策について学ぶ機会を提供しています。</p>